

人吉市農業委員会定例総会

(第11回)

令和6年11月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年11月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 53 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 54 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条1項の規定に基づく農業委員
会の意見決定について
日程第 4 議第 56 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 5 議第 57 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	刈 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹

同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	北 山 加 一 郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

○欠席した委員

推進委員	12番	西 門 泰 人
------	-----	---------

議事録署名農業委員	1番	向 岩 敏 雄
議事録署名推進委員	13番	段 村 洋 一

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥 越 輝 喜
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会 9 : 0 0

- （議長）おはようございます。本日は12番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第11回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に1番委員、13番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第53号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第53号 朗読

- （議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）おはようございます。議第５３号、農地法第４条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は４筆の合計１，０７４㎡のうち転用面積が１９．５０㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的はコンクリート擁壁工事です。農地の区分は第１種農地で都市計画用途指定区域外です。申請地は別紙総会資料の位置図の１ページのとおりです。申請地は申請人所有の農地で今年の２月に５条申請が出ていた所の隣です。申請理由としては、トラクター等で耕すときに境界を壊す恐れがあるためということです。また、生活排水、汚水は発生なしで雨水は自然勾配で対応できるということです。申請地の左側、位置図だと下になりますが、申請人所有の農地であり、問題はないということですが、問題等が発生した場合には近隣の方と双方で協議をして対応するというのを聞いております。また、申請地は第１種農地ですが、集落と接続しており、問題ないと判断をしました。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第１種農地です。一般基準として１番、３番、６番、８番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

○（１６番委員）コンクリート擁壁ということは、下のは場と申請地に段差があるということでしょうか。

○（１番委員）はい。少し段差があります。

○（１６番委員）位置図を見ると道に面したところになりますが、今後、宅地に転用される計画があるのでしょうか。

○（１番委員）将来的にはそのような形をとりたいという話は聞きました。コンクリートの高さも段差が４０ｃｍくらいあり、なだらかになっています。そこをトラクターで起こした際に４０ｃｍくらいですが、崩れる可能性もあるためコンクリート擁壁で防ぎたいとのことでした。

○（１６番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第54号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第54号 朗読

○（議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。議第54号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。農振区分は農用外、面積は1筆で174㎡です。権利種別は賃貸借権の設定になっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は災害復旧工事における現場事務所などの駐車場及び物置の一時転用になります。申請地は第1種農地、都市計画用途指定区域外です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は令和2年7月の豪雨災害で被災した天狗橋の南西約130mに位置する通行の往来が少ない田園地帯にあります。次に実質審査表をご覧ください。立地基準として申請地は第1種農地であるが一時的な利用に供するために行うものであって当該申請目的を達成するうえで当該申請地を供することが必要であると認められるため許可相当と判断をいたしました。次に一般基準は1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。よって、総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

○（6番委員）借受人が造船所とありますが、船を作られる所でしょうか。転用目的が駐車場と物置となっておりますが、何のための一時転用でしょうか。

○（事務局係長）借受人は天狗橋の災害復旧工事に伴う業者で天狗橋の復旧が公共工事であり、この業者が落札したことになります。造船所ではありますが、鉄構事業も行われます。

- （１６番委員）一時転用ということですが、借地料等は発生しないのでしょうか。
- （５番委員）賃貸借契約に伴う借地料ということでしょうか。
- （１６番委員）はい。
- （事務局 湊田主任）金額等が入っていないので、詳しいことは分かりませんが、賃貸借契約でされるということでした。
- （１６番委員）こういう場合はそのところは明らかにしなくてもいいのでしょうか。相対で任せるということでしょうか。
- （事務局係長）はい。使用貸借でも賃貸借でも土地の所有者と業者の方で話し合いをしていただき、農業委員会の申請ではどちらでも問題ありません。
- （１６番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番について７番委員の調査報告をお願いします。
- （７番委員）おはようございます。議第５４号、農地法第５条の許可申請に対する２番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用外、面積は１筆の３３８㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第３種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりで転用場所は別紙位置図のとおりでございます。被害防除計画を読み上げます。周りに住宅があるので造成中は土砂の流出がないよう十分配慮し、もし流出の危険がある場合は土嚢により流出を防ぎ

ます。また、工事はなるべく早急に行い隣接境界にはコンクリート壁を設けるということです。なお、トラブルについては内容の如何を問わず全て申請人において対処することになっております。次に実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用はできるとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。よって、総合判断といたしまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）位置図を見ると道路に接続してないように思えますが、いかがでしょうか。
- （7番委員）ここは道路に面している土地がありますが、雑種地となっております。今回、それを含めて計画をされています。もともとそこは雑種地でした。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第3・議第55号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第3・議第55号 朗読
- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。
- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和6年11月13日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が16,846㎡、「畑」が3,245㎡、

合計の20,091㎡あがってきております。一番下の所有権移転はありませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が2件、再設定が5件、合計の7件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時23分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）以前も聞いたかもしれませんが、記憶が曖昧なのでお聞きします。1番と2番の借人についてですが、今まで案件が出てきたことがありますか。

○（事務局 坂井）1番と2番に出てくる借り手についてですが、今日の会議で合意解約書を回覧しておりますが、6月の総会で実はこの案件は賃貸借の設定で30年と5年の契約をされていましたが、それが解約された後に今回、使用貸借で新しく契約をされている形になります。以上です。

○（7番委員）これは間違いだと思いますが、年齢のところに1歳と書いてあります。

○（事務局 坂井）この企業が設立してからの年数をそういう意味で書いております。書いた方がいいかと思い書いておりますが、もしも企業の場合は必要ないということであれば省かしていただきます。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○（8番委員）今の1番と2番についてです。オリーブを植えるということですが、5年では収穫作業が出来ないような期間ではないのでしょうか。これは継続して借りられ

るということでいいのでしょうか。

○（事務局 坂井）これは一応契約ですので、5年間はこれです。それ以降になると次は利用権設定という基盤強化法の契約はありませんので、中間管理機構で契約を結ばれると思います。今回は双方の合意の下に5年という契約が出されております。次の更新は可能ですが、されるときには契約が変わるということをご承知おきください。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○（6番委員）7番の再設定についてですが、女性がお一人で農業経営をされるということですが、お一人で大丈夫だろうかと懸念しております。

○（事務局 坂井）これについては、調査員の12番委員から話を伺いまして、2か月前くらいにも同じような質問が出てお答えいただきましたが、委員のほうからは本人たちはそういう気持ちでやっているというふうに確認をいただいております。以上です。

○（6番委員）推進委員の方に直接お伺いしたかったのですが。

○（事務局 坂井）今日は欠席されております。

○（6番委員）問題ないということですか。

○（議長）やる気があるということだと思います。
ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第4・議第56号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第５６号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が１番は４番委員本人となっており
ます。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わるこ
とはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可した
いと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方
の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）それでは、お手元の資料をご覧ください。令和６年１１月１４日付で
人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用
地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。今回から促
進計画は集積計画での一括方式の部分が新規として表現されておりました、完全に新
規と更新を同時に促進計画（案）として表にまとめられております。まずは最初のペ
ージをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。新規の「田」が
１５,７８５㎡、下の利用権転貸の「田」が１０,４１０㎡、「畑」が４,８５５．１５
㎡、全て合わせまして１５,２６５．１５㎡あがってきております。次のページをご
覧ください。次のページで新規と更新の区別をされております。今回、新規が５件、
更新が４件の合計９件ありました。貸借を受ける者の全部効率要件、常時従事要件に
ついて審査をお願いします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時
間を５分間ほどとります。９時３５分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- （８番委員）これを見ますと物納で借賃を支払われる所もあるようですが、今の米の価格が上がって高騰している場合、この相当の金額でされるのであれば、俵数が減ったり増えたりするのでしょうか。
- （事務局長）お答えいたします。この物納という場合についてはその数量というのが、契約になりますので増減はありません。
- （８番委員）その時の相場の金額は関係ないということでしょうか。
- （事務局長）そうです。契約の現物の数量を支払っていただくことになります。
- （８番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
１番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の１番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第５・議第５７号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第５・議第５７号 朗読

- （議長）１番について１４番委員の調査報告をお願いします。

○（１４番委員）おはようございます。議第５７号、非農地証明願の１番の調査報告をいたします。総会資料の議案書５ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は１，１３５㎡です。この案件については、令和６年１１月７日木曜日に私と８番委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は下薩摩瀬町を通る市道、薩摩瀬湯の本線添いにあり、翠嵐楼から南東約３５０ｍに位置する農地です。ここは令和２年の水害で被災した農地になります。周辺はすでに非農地になっているところもあり、この申請地についても、毎年行う農地利用状況調査で非農地判断を行っている農地です。しかし、災害復旧の申請がされており、農林整備課との協議のもと、非農地判断ができない農地でありました。１０月１８日に願出人より、災害復旧を取り下げる旨の取下げ書の提出があったのと同時に非農地証明願が提出されました。申請地は先ほどの説明のとおり、令和２年の７月豪雨以降耕作等行われず雑木等が生い茂り、農地への復元は難しいと判断いたしました。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については適当と判断しました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

「 なし 」の声

○（議長）よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和６年第１１回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ ９時４０分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員